

令和4年第12回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和4年12月5日 開会

令和4年12月5日 閉会

令和4年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月5日（月）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一  
議 事 議案  
（1）保留案件の審議について  
（2）農地法第3条の規定による許可申請について  
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（4）農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見について  
（5）令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について  
（6）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（事務局4名）

- 
- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6号の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 保留案件の審議について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見について
- 日程第8 議案第5号 令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和4年12月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬一

---

◎開 会

**議長** これから令和4年第12回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は議席番号14番、藤田雅之委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長** 御異議ないものと認め、会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号4番小川委員及び議席番号5番廣口委員を指名いたします。

---

◎報告 (事務局説明)

---

◎議案第1号

**議長** 議案の審議に入ります。  
日程第4、議案第1号、保留案件の審議についてを議題といたします。  
概要の説明を事務局に求めます。

**事務局** (事務局説明)

**議長** 事務局の説明が終わりました。  
議案第1号、保留案件の審議については、事務局の説明にあったとおりで、前回の第11回総会において審議され、保留となった案件であります。保留案件1及び2につきまして地区担当推進委員は問題なしとの見解であり、当該地域の農業委員は許可要件を満たしていると判断いたしました。  
しかし、保留案件3を保留したことにより、新規就農の条件を満たさなくなったことから、保留案件1及び2を保留といたしました。保留案件3につきましては、重機が仮置きされていることが認められました。これにより、前回は保留とし、現地の状況が解消されたことを確認した後に審議とすると決しました。  
お諮りいたします。これらのことから、議案第1号、保留案件の審議については保留案件3を審議し、保留案件の全てを一括して採決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

**議長** 御異議なしと認めます。本件は保留案件3を審議し、保留案件を一括して採決することといたします。  
現地の確認をいたしました隣接地区推進委員の川村委員からの報告を求めます。

**川村推進委員** 隣接地区推進委員の川村です。  
先月保留になった3番でございますが、1番と2番については問題ないかと思われま。3番について、地元の推進委

員、伊藤委員から重機等が置いてあると良くないということで保留になっております。

今回、現地を確認したところ、重機のことについては撤去を確認いたしました。また、就農の所得目標もゼロ円でありましたが、今回は50万円ということで、計画申請をしております。

解消されたと思われますので、よろしくお願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員の報告が終わりました。隣接地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の意見を求めます。

**今関委員** 議席番号12番、今関でございます。

ただいまの隣接地区担当推進委員の川村推進委員の説明のとおりでございます。私も先日現場を確認してまいりましたが、是正されているということで、問題ないと見てまいりました。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

**議長** 農業委員の意見が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。採決いたします。

本件について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

**議長** 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。  
申請番号1について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。申請番号1について説明いたします。

所有権移転に伴う譲渡でございます。譲渡人、譲受人についても、先代同士が売買を含んだやり取りをしてあり、所有権移転の手続をしていなかったということで譲渡人に聞いております。現在、譲受人の土地の一部として、既に水田として耕作されておりますので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員の補足説明を求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。  
今、担当推進委員の川村さんの説明のとおりでございますして、私も現地を確認してまいりましたが、きれいに管理されておりました。  
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑終了といたします。採決いたします。  
議案第2号、申請番号1について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号2について、地区担当推進委員の鈴木委員の説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木です。

所有権移転でございます。譲受人、譲渡人の関係性はございません。譲渡人が依頼した司法書士と譲受人が親戚ということで、話がまとまったそうでございます。

土地はずっと水田として利用されており、今現在も作付けをされてきれいに管理されておりますので、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員の補足説明を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

ただいま鈴木地区担当推進委員さんのほうから説明のありましたとおりです。私も現地確認をしましたがけれども、問題はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号2について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号3及び4については隣接する案件であります。お諮りいたします。申請番号3及び4について、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

異議なしと認めます。申請番号3及び4は一括審議といたします。

申請番号3及び4について、地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号、農地法第3条、番号3と4について説明いたします。

賃貸借権の設定の案件です。番号3と4の譲渡人は高齢のため農業経営を縮小したい。譲渡人は兼業農家で、自宅に近く、自分の耕作地に隣接しており、また経営規模の拡大のため、申請地を借りたいとのことでした。

11月29日、現地確認をしてみました。番号3と4は数年にわたり耕作してない模様でした。譲受人は、草刈りと竹を少しずつ伐採をして、来春には栗の苗木を植えたいとのことでした。特に問題ないと思います。

御審議よろしくお願いたします。

**議長**

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員の補足説明を求めます。

**雲地委員**

議席番号3番、雲地です。

今、伊藤地区担当推進委員の説明のとおりでございまして、資料にも載っていますように、譲受人は35歳ということで、場所的にも周りが山に囲まれていて、荒れて農地としては使い物にならなくなるようなところを、この若さで借りて作ってくれるということは大変いい話だと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いたします。



議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了します。採決いたします。  
議案第2号、申請番号3及び4について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。  
申請番号5について、地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員 地区担当委員の戸村でございます。  
本件は売買による所有権移転でございます。譲渡人は会社員であり農業はできないということで、また、譲受人は経営規模拡大のためです。地元としては別に問題はございません。よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員の補足説明を求めます。

廣口委員 議席番号5番の廣口です。  
ただいま推進委員の戸村さんから説明のあったとおりでございます。地元としては何ら問題ないと思います。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく申し上げます。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号5について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号6について、地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員

地区担当推進委員の戸村です。

申請番号6番の件につきましては、贈与による所有権移転でございます。譲渡人、規模縮小というよりも譲受人と本家新宅の間柄、農業できないということで申請に至りました。現地もこの2日に確認してきました。農地も大変きれいになっておりまして、引き続き、譲受人が規模拡大のため、それを耕作ということで地元としても問題は全くございません。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員の補足説明を求めます。

廣口委員

議席番号5番の廣口です。

ただいまの戸村推進委員の御説明のとおりでございます。地元としては何ら問題ないと思われまます。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号6について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号7について、地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員

地区担当推進委員の戸村です。

申請番号7番、売買による所有権移転でございます。譲渡人、経営規模縮小というよりも、会社員でありますので農業はできないということで、今回の申請に至りました。

これも2日に現地調査をしましたが、草もきれいに刈ってありまして、何ら問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員の補足説明を求めます。

廣口委員

議席番号5番の廣口です。

この案件も戸村推進委員の言うとおりで何ら問題ないかと思えます。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号7について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号8番、2地区にまたがる申請であります。上横地区の件について、地区担当推進委員の布施委員の説明を求

めます。

**布施推進委員**

担当地区推進委員の布施です。

申請番号8番について説明させていただきます。売買による所有権移転です。譲渡人は、栽培が困難になってしまったためと申しておりました。譲受人は、現在、柿、栗、クルミなど、10品目以上の果樹を栽培していきまして、規模を拡大してこの畑において柚を栽培する計画だそうです。住所が千葉市なんですけど、1時間圏内ですので何ら支障はないと申しておりました。

何ら問題もないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

**議長**

地区担当推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員の補足説明を求めます。

**小山委員**

議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願い致します。

**議長**

当該地域の農業委員の補足説明が終わりました。

早船地先の件について、当該地域の推進委員、戸村委員の説明を求めます。

**戸村推進委員**

地区担当推進委員の戸村です。

こちらもただいま布施さんのほうから御説明がありましたとおり、この地番の畑も大変きれいにされております。いつでも果樹が植えられる状況かなと思ひまして、現地調査をやってまいりました。地元としても何の問題もありません。よろしくお願い致します。

**議長**

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員の補足説明を求めます。

**廣口委員**

議席番号5番の廣口です。

ただいま戸村推進委員のほうから説明がありましたとおりでございます。何ら問題ないかと思えます。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

よろしく申し上げます。

**議長**

当該地域の農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号8について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号9について、地区担当推進委員の布施委員の説明を求めます。

**布施推進委員**

地区担当推進委員の布施です。申請番号の9について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人は1人でハウス栽培をしております。規模を縮小したいと言っていました。譲受人に対しては、先ほどと一緒に規模を拡大して柚を栽培する計画だそうです。何ら問題がないと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。

**議長**

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員の補足説明を求めます。

**小山委員**

議席番号2番の小山です。

ただいま布施推進委員が申しあげましたとおりでございます。何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号9について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号10及び11については、日程第6、議案第3号の申請番号5に関連し、許可日を同日とすることが妥当である案件でございます。

お諮りいたします。申請番号10及び11については、日程第6、議案第3号の申請番号5と併せて審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。申請番号10及び11は、日程第6、議案第3号の申請番号5と併せて審議することといたします。

---

#### ◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第3号、申請番号1について、事務局の概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

- 議長 事務局の説明が終わりました。  
地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。
- 齋藤推進委員 担当推進委員の齋藤です。  
第3号議案の1番について説明いたします。  
12月2日に現地確認をまいりました。この申請地の隣は、2年ほど前に許可申請があり、許可され、現在住宅が建っております。その隣接地でもあり、また、三方が住宅地でもあります。そのようなことから、今回の申請も問題ないかと思えます。どうかよろしくお願ひします。
- 議長 推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の小山委員の報告を求めます。
- 小山委員 議席番号2番、小山です。  
先日、現地確認をまいりました。齋藤推進委員の申し上げましたとおりでございます。本件は第3種農地への専用住宅の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。  
申請番号2について、事務局の概要説明を求めます。
- 事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
地区担当推進委員の小川委員の説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。  
番号2の説明をさせていただきます。  
譲渡人と譲受人は親子です。数年前まで、農業用ハウスを  
建て耕作しておりましたが、現在は使用していなく、住宅に  
接していることから、地元としては何ら問題ないと思います。  
よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の雲地委員の報告を求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。  
今、小川推進委員さんから説明があったとおりでありまし  
て、本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則とし  
て不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続  
して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しま  
すので、許可相当と思われれます。よろしくお願いいたします。

議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議  
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決  
定いたします。  
申請番号3について、事務局の概要説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。



地区担当推進委員の高橋委員の説明を求めます。

**高橋推進委員**

地区担当推進委員の高橋です。

申請番号3につきまして、昔に圃場整備して、もう10年以上何も耕作しておりません。そのうちの70㎡を、パイプラインの電気防食設備を設置したいという話で、1月の半ばから3月いっぱいを工期にして、工事を行う予定であります。

地区としては何も問題がありません。よろしく願います。

**議長**

推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小山委員の報告を求めます。

**小山委員**

議席番号2番、小山でございます。

議案第3号、番号3の現地調査に先日行ってまいりましたが、ただいま高橋推進委員が申し上げましたとおりでございます。本件は第1種農地へのパイプライン腐食設備の設置であり、原則として不許可になる案件でございます。しかし、公共性が高いと認められる事業に係る施設の場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われま。よろしく願います。

**議長**

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

申請番号4について、事務局に申請概要の説明を求めます。

**事務局**

(事務局説明)

- 議長 事務局の説明が終わりました。  
地区担当推進委員の高橋委員の説明を求めます。
- 高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。  
この案件は、昭和37年に埋設されたパイプラインを腐食防止のための電気防食設備の作業用地として使用したいということですので、よろしくお願ひします。
- 議長 推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の小山委員の報告を求めます。
- 小山委員 議席番号2番、小山です。  
ただいま高橋推進委員が申し上げましたとおりでございます。一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまふ。よろしくお願ひいたします。
- 議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませぬか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
本件について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。  
それでは、日程5においてお諮りし、併せて審議することをお許しいただいた、議案第1号、申請番号10及び11並びに、本議案、申請番号5を議題といたします。  
事務局に申請概要の説明を求めます。
- 事務局 (事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の川島委員の説明を求めます。

**川島推進委員**

地区担当推進委員の川島です。

この申請は営農型太陽光発電設備の設置ということで、譲受人はここでサカキの栽培を行うということです。

近隣の住民の方にお話を聞く機会があったんですが、数年、この土地は荒地になっていまして、耕作していただいて管理していただいたほうがきれいで気持ちがいいというお話でした。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長**

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号10番高宮委員の補足説明を求めます。

**高宮委員**

議席番号10番、高宮です。

川島推進委員の説明のとおりでございます。権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。また、申請番号11については、申請地の周辺農地に対して、特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、許可要件を満たしております。よろしく願いいたします。

**議長**

当該地域の農業委員の補足説明が終わりました。

現地調査員の雲地委員から報告を求めます。

**雲地委員**

議席番号3番、雲地です。

先ほど川島推進委員から説明があったとおりでして、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

**議長**

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決に移ります。

まず、議案第2号、3条許可申請の申請番号10、使用貸借権の設定及び11、区分地上権の設定についてお諮りいたします。

これらの案件は、議案第3号、申請番号5と同時に許可することが妥当である案件であります。よって、許可日は議案第3号、申請番号5と同じ日付といたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号10及び11について、議案第3号、申請番号5と同日付で許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号、申請番号10及び11については、議案第3号、申請番号5と同日付で許可すること決定をいたします。

続いて、議案第3号、申請番号5についてお諮りいたします。本件については許可相当として意見を付することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいたします。

申請番号6及び7については、同一の事業でございます。

お諮りいたします。申請番号6及び7は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。申請番号6及び7について一括審議といたします。

事務局に概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の堀越委員の説明を求めます。

**堀越推進委員** 地区担当推進委員の堀越です。

6及び7について説明いたします。本件、先般、現地を見てまいりました。特に問題はありませんでした。地区に対しまして説明会はすでに行っております。地形がすり鉢状になっており、整地が必要になってきますが、土砂の埋立てもないということなので、地区としましては特に問題ございません。よろしく願いいたします。

**議長** 推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の雲地委員の報告を求めます。

**雲地委員** 議席番号3番、雲地でございます。

今、堀越委員のほうから説明があったとおりでありまして、現場を見ても、周りに農地もありません。本件は第3種農地への太陽光発電設備の設置であり、代替性の検討と周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって許可相当と思われまます。よろしく願いいたします。

**議長** 現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。採決いたします。

本件について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

---

◎議案第4号

**議長** 日程第7、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見についてを議題といたします。事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。  
当初、平成12年に農振除外の申請があり、目的は公衆浴場ということで、農振除外がなされております。その後、公衆浴場の工事等は行われず、そのままになっておりました。そして平成25年に今度は太陽光発電ということで、転用申請が出されましたが、県の結果は不許可でした。その後、前所有者のときの違反がわかり、業者等が砕石等を投入しておりました。これにつきましては、県が指導を行ったということでございます。その後、今年の令和4年7月に法務局宛で地目の変更申請をしましたが、農地ということで回答されております。  
申請地は、全体に藪で覆われていて、これから耕作できるようにするためには、莫大な費用がかかるということであり、この費用をかけて農地を耕作するのはできないということで、今回太陽光発電施設の設置を行いたいという目的があり、この申請がなされました。  
しかしながら、農地ということで県に意見を挙げたほうがよろしいんじゃないかと思われまます。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員の報告を求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。  
この土地は、平成28年4月に福島の法人が放射能のため、向こうで養蜂ができないということで、千葉県農業会議のほうに相談があったということで、それを農業会議が山武市の土地を紹介した土地でありまして、これは、当時私も農業委員でありまして、その福島の法人から3人がうちに見えて、ぜひお願いしますということで、農地として買うということ

で買った土地です。買ったその年に草刈りをし、トラクターで耕運し、菜の花をまいて養蜂をやるという計画であった経緯がございます。

それで、菜の花をまいても草の勢いが強かったため、結局耕作はできなかったということですが、一応、草刈り等を行えば農地として再生可能な土地でありますので、私としては農地回答としていただきたいと思います。

以上です。

議長 農業委員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

増田委員 8番、増田ですけれども、この農地は大分草が生えているようなんですけれども、灌木とかそういうのは、この写真からは見るできないんですけれども、そういうのは生えてないんでしょうか。

今関委員 平成28年に業者が入りまして、全部そういうのを取り除いて畑として使えるようにしまして、トラクターでその畑を全部耕しまして、菜の花をまきましたから、木は生えていないです。

増田委員 現状も同様でしょうか。

今関委員 はい。

増田委員 分かりました。

今関委員 今年の冬場にも1回、業者は誰だか分からないですけれども、きれいに草を刈りました。

増田委員 ありがとうございます。

議長 そのほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
本件について、農地として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については農地として意見を付すことに決定いたします。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。  
この議案は一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第5号、令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定についてを原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する



る意見についてを議題といたします。

番号4は議席番号2番、小山委員の申請案件であります。農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定しております。これより審議の方法についてお諮りいたします。番号1から3まで及び番号5を一括審議とし、その後、番号4を審議することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。この議案は番号1から3まで及び番号5を一括審議し、その後、番号4を審議することといたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の説明を求めます。番号1から3までについて、地区担当推進委員の川村委員に説明を求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。番号1について説明いたします。

まず、更新でございます。本人を含めて3人でネギの栽培をしております。機械化を進めて効率化を目指し、安定した経営を目指すそうでございます。

番号2について説明いたします。これも更新でございます。3人で水稻とネギの栽培を行っております。水稻につきましては、作付け品種を増やして、収穫等の作業分散をしておりますということでございます。機械化の導入により、引き続き大規模な拡大を図りたいということで経営の安定を目指します。

第3について説明いたします。新規でございます。大分大きく水稻と麦の栽培を行っております。栽培方式の見直し及びドローン等の導入、機械の更新ということで、作業効率の向上を図り、安定した経営を目指すそうでございます。

以上でございます。

**議長** 番号5について、地区担当推進委員の鈴木委員の説明を求めます。

**鈴木推進委員** 地区担当推進委員の鈴木です。  
更新でございます。ここの家族は奥さんをもらったときに、家族経営協定というものを結んで、お休み等も週1回は必ず休むようにして、酪農と水稲を営んでおります。それで松尾地区も、調べではございますが、大分酪農家が減りまして、その減っている中で、現在十何件しかない中で、先進的に頭数を増やして行って、これからも頑張っていきたいと意欲満々でございますのでよろしく願いいたします。

**議長** 番号1から3まで及び番号5について、推進委員の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。  
番号1から3まで及び番号5を一括して採決いたします。  
議案第6号、番号1から3まで、及び番号5について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。議案第6号、番号1から3まで、及び番号5について、原案のとおり承認することに決定いたします。  
番号4について、審議をいたします。ここで議席番号2番、小山委員の退室を求めます。

(小山委員退室)

**議長** 再開いたします。番号4について、地区担当推進委員の布施委員の説明を求めます。

**布施推進委員** 地区担当推進委員の布施です。番号4について説明させていただきます。

更新です。主要作物はイチゴ、メロンです。本年より長男が就農し、なおかつ外国人研修生を3人雇用し、作業効率を高めて頑張っていくそうです。どうぞよろしくお願ひします。

**議長** 推進委員の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第6号、番号4について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。議案第6号、番号4について、原案のとおり承認することに決定いたします。  
小山委員に関する議事が終わりました。同委員の入室を認めます。

(小山委員入室)

---

◎その他

**議長** 以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。  
その他の件について、皆様からの御意見等がございましたらお願いいたします。

---

◎閉 会

**議長** 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は、来年1月5日木曜日、大会議室を予定しております。御参集をよろしくお願ひいたします。